

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費等	担当部局庁	社会・援護局障害保健福祉部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成17年度	担当課室	精神・障害保健課 医療観察法医療体制整備推進室	清水 昌毅			
会計区分	一般会計	政策・施策名	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第81条第1項	関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。)に基づく裁判所の入院又は通院の決定を受けた対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進すること。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	医療観察法に基づく裁判所の入院又は通院の決定を受けた対象者に対し、医療観察法に基づく医療を提供するために必要な基準に合致した医療機関(指定医療機関)に委託して医療を実施する。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算の状況	当初予算	14,200	14,007	17,470	18,200	19,972
		補正予算			△ 2,080		
		繰越し等					
		計	14,200	14,007	15,390	18,200	19,972
		執行額	10,837	13,040	14,140		
	執行率(%)	76.3	93.1	91.9			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(年度)
	医療観察法に基づく裁判所の入院又は通院の決定を受けた対象者に対して、個々の状況を踏まえ適切な医療を行うことを目標とする。このため、定量的に成果を評価することは困難である。	成果実績	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	医療観察法に基づく裁判所の入院又は通院の決定を受けた対象者数	活動実績(当初見込み)	人	1,067	1,257 (1,282)	1,449 (1,522)	- (1,669)
単位当たりコスト	○入院対象者1人当たり経費 18,922,726円(13,037,758,380円/689人) ○通院対象者1人当たり経費 1,447,627円(1,100,196,830円/760人)	算出根拠	平成24年度の入院、通院対象者に係る医療費の支出額を、入院、通院対象者数の実績で除算し、1人当たりの支出額を算出。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費	18,197	19,968	対象者数の増			
	心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費審査支払事務費	3	3				
計	18,200	19,971					

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	医療観察法において、対象者の円滑な社会復帰のために必要な医療を国が行うこととされている。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	医療観察法において、対象者の円滑な社会復帰のために必要な医療を国が行うこととされている。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	医療観察法において、対象者の円滑な社会復帰のために必要な医療を国が行うこととされている。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		×	医療観察法において、国は診療報酬の支払いに関する事務を社会保険診療報酬支払基金等に委託することができることとされており、当該事務の専門性に鑑み、社会保険診療報酬支払基金に審査・支払事務を委託している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	医療観察法において、対象者の円滑な社会復帰のために必要な医療を国が行うこととされている。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	指定医療機関への診療報酬の額の決定に当たっては、医療観察法の規定に基づき、医療に関する審査機関の意見を聴き、決定している。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	医療観察法の規定に基づき、対象者への医療にかかる費用について、適正に支出している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	当初見込まれた医療観察法の対象者数に概ね近い実績人数となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	<p>医療観察法に基づく裁判所の入院又は通院の決定を受けた対象者に対し、医療観察法第81条第1項により、国はその精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を提供することとされている。</p> <p>当該医療費については、将来的な当該対象者数を推計し、必要な医療費を算定し予算計上しており、近年の活動実績も概ね当初見込みどおりであるなど、適切な予算確保ができていたものとする。</p>					
外部有識者の所見						
外部有識者点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び所要の予算規模を維持すべきである。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	513	平成23年	466	平成24年	410

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
14,140百万円

[予算の配賦]



A 地方厚生局(7官署) 14,140百万円

[審査・レセプト管理・指導監督・公費負担支払]



委託
(随意契約:審査・支払業務の委託)

B 社会保険診療報酬支払基金 (7) 14,140百万円

[医療観察法医療費の審査・指定医療機関への支払]

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A. 関東信越厚生局			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
医療費	入院医療費、通院医療費	6,284			
事務費	審査支払事務費	1			
計		6,285	計		0
B. 社会保険診療報酬支払基金 埼玉支部			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
医療費	入院医療費、通院医療費	6,284			
事務費	審査支払事務費	1			
計		6,285	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関東信越厚生局	審査、レセプト管理、指定医療機関の指導監督、公費負担医療の支払事務	6,284		
2	九州厚生局	審査、レセプト管理、指定医療機関の指導監督、公費負担医療の支払事務	2,558		
3	東海北陸厚生局	審査、レセプト管理、指定医療機関の指導監督、公費負担医療の支払事務	1,930		
4	中国四国厚生局	審査、レセプト管理、指定医療機関の指導監督、公費負担医療の支払事務	1,641		
5	近畿厚生局	審査、レセプト管理、指定医療機関の指導監督、公費負担医療の支払事務	887		
6	東北厚生局	審査、レセプト管理、指定医療機関の指導監督、公費負担医療の支払事務	743		
7	北海道厚生局	審査、レセプト管理、指定医療機関の指導監督、公費負担医療の支払事務	97		
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	社会保険診療報酬支払基金 埼玉支部	審査、指定医療機関への医療費の支払	6,284	随意契約	
2	社会保険診療報酬支払基金 福岡支部	審査、指定医療機関への医療費の支払	2,558	随意契約	
3	社会保険診療報酬支払基金 愛知支部	審査、指定医療機関への医療費の支払	1,930	随意契約	
4	社会保険診療報酬支払基金 広島支部	審査、指定医療機関への医療費の支払	1,641	随意契約	
5	社会保険診療報酬支払基金 大阪支部	審査、指定医療機関への医療費の支払	887	随意契約	
6	社会保険診療報酬支払基金 宮城支部	審査、指定医療機関への医療費の支払	743	随意契約	
7	社会保険診療報酬支払基金 北海道支部	審査、指定医療機関への医療費の支払	97	随意契約	
8					
9					
10					